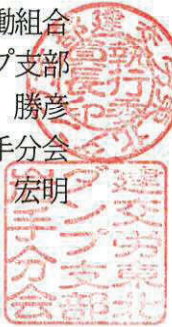


2025 年 6 月 26 日

岩手県知事 達増 拓也 様

全日本建設交運一般労働組合
全国ダンプ部会 東北ダンプ支部
執行委員長 湊柳 勝彦
同 岩手分会
執行委員長 鈴木 宏明



要 請 書

県民の暮らしと安全を守るため、連日ご奮闘されていることに敬意を表します。

私たちは、過去 50 年余にわたるダンプの交通安全推進活動が認められ、公共工事と大型民間工事では「優先使用団体」となっています。

政府は、今年度も「建設労働者の賃金」を大幅に引き上げ、現場で働く労働者の賃金に反映させることを強調しています。(労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針)

物価高騰が賃上げを凌駕する状況下で、税金原資の公共工事を扱う建設産業に向けられる国民の目も厳しくなっています。建設現場で働くダンプ労働者にまともな賃金が支払われ、結果としてダンプ交通安全に寄与する環境を作るため、下記の事項について要請致しますので、文書でお答え下さい。宜しくお願い致します。

〈 記 〉

1. 公共工事では、10tダンプの標準積算を 8 時間稼動で約 82,000 円としております。しかし、県内の現状は、8 時間稼動して 38,000 円程度しか支払われません。当面、少なくとも直接工事費の 67,000 円程度が支払われるよう、関係者に徹底して下さい。
2. 砕石や砂などを運ぶダンプの過積載が横行しています。これは、資材購入業者が資材を買い叩くため、資材を運搬するダンプにしわ寄せが集中するためです。道路や橋りょう等の社会資本を守るためにも、関係業界に対する指導を強めて下さい。
3. 一昨年 5 月に盛土規制法が施行されました。不法盛土の原因となる建設発生土に対する規制は不十分です。官民を問わず、元請業者が最終処分先まで管理責任を持つよう、法制度を確立するための意見を政府に上げて下さい。更には、建設残土の処分に必要な経費が、下請業者やダンプ労働者に確実に支払われる措置を講じて下さい。
4. 政府交通対策本部決定は「ダンプ規制法第 12 条団体の設立又は加入の状況に応じ、当該団体に加入している者のダンプカーを優先的に使用するよう指導すること」と、全ての公共発注機関に義務付けています。昭和 53 年の 6 省庁通達では、この決定を個別工事で具体化する際は「現場説明書又は特記仕様書に記載することにより徹底して実行する」としています。政府交通対策本部決定を否定する請負者に対して、個別指導を徹底して下さい。
また、総合評価方式の入札における加点対象項目として、「ダンプ規制法第 12 条団体に対する優先使用措置を取っていること」を加えて下さい。
5. ダンプ過積載を防止するため、重量リミッター(過積載防止装置)の開発推進と装着の義務付けに取り組むよう、関係省庁に意見を上げて下さい。また、「現場説明指導事項(5)-四」にある様に、ダンプ規制法に基づく背番号を表示しないダンプ、さし枠装着ダンプの排除を徹底して下さい。
6. 元請業者の責任で、車持ちダンプ労働者にも建退共証紙を確実に貼付するよう徹底して下さい。また、一人親方の労災保険特別加入を推進するよう、元請業者などに徹底して下さい。

以上